

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例〈3・31掲示〉	2
規 則	
◎高知県税規則等の一部を改正する規則〈3・31掲示〉	3

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第20号）

- 1 条例改正の目的
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

 条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和7年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第20号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第131条第1項中「数量」を「数量（第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、第141条の17第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」に改める。

第155条の2第3項中「第4号、第5号」を「第4号から第5号まで」に、「運転免許証を」を「運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 運転免許証を提示する場合にあっては、申請者又は運転者の運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限

第155条の2第3項第4号の次に次の2号を加える。

（4）の2 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、申請者又は運転者の免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限

（4）の3 申請者又は運転者の運転免許の種類及び当該運転免許に条件が付されているときはその条件

第155条の2に次の1項を加える。

4 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する者は、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第155条の12第5項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第155条の12第4項中「運転免許証を」を「運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 運転免許証を提示する場合にあっては、申請者又は運転者の運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限

第155条の12第4項第2号の次に次の2号を加える。

（2）の2 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、申請者又は運転者の免許情報記録の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限

（2）の3 申請者又は運転者の運転免許の種類及び当該運転免許に条件が付されているときはその条件

第155条の12第6項を同条第7項とし、同条第5項中「前項の」を「前2項の」に、

「前項中」を「第4項中」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する者は、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付則第12条の2第1項及び第13条の2第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付則第17条の2、第18条の2、第18条の3第1項、第18条の4第1項及び第22条の8中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第22条の10第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「乗用車（法附則第12条の2の13第6項）を「乗用車（法附則第12条の2の13第4項）に、「車両総重量」を「車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。））」に、「トラック」を「トラック（法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定める被けん引自動車を除く。））」に、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの」に、「もの（法附則第12条の2の13第6項）を「もの（法附則第12条の2の13第4項）に、「同年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第12条の2の13第7項」を「附則第12条の2の13第5項」に改め、同項を同条第5項とする。

（高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「又は同号イ」を「若しくは同号イ」に、「有しないもの」を「有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第53条第1項第1号イ（8年新条例付則第12条の3の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の高知県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 新条例第131条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 令和6年4月30日までに取得された第1条の規定による改正前の高知県税条例付則第

22条の10第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

規 則

高知県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第34号

高知県税規則等の一部を改正する規則

（高知県税規則の一部改正）

第1条 高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第72条の17第2項中「運転免許証は」を「運転免許証又は免許情報記録個人番号カードは」に改め、「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された」を削り、「の運転免許証」を「の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」に、「本人等運転免許証」を「本人等運転免許証等」に改める。

第77条の2第1項中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同条第2項中「運転免許証は」を「運転免許証又は免許情報記録個人番号カードは」に、「本人等運転免許証」を「本人等運転免許証等」に改める。

（高知県税規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 高知県税規則の一部を改正する規則（令和6年高知県規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記第123号様式の改正規定を次のように改める。

別記第123号様式を次のように改める。

第123号様式 (第72条の17、第77条の2関係)

納税者番号		納税義務者		運転者住所コード		申告処理事由		登録番号又は車両番号	
39						高知			
申請者住所		生年月日		身体障害者等との続柄		非同居認定		住民税健康保険その他	
ふりがな氏名		電話番号		コード					
住所		氏名		電話番号		コード			
生年月日		18歳になる日		障害の程度					
手帳種類		1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳		有期日付 次の判定年月		種 級		(該当する欄に記入するか、又は該当する項目の番号を○で囲んでください。)	
手帳番号		第 号		交付年月日		年 月 日		1 療育手帳の総合判定A 2 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級	
自動車の使用状況		1 通院 2 通学・通園 3 通勤 4 生業 5 通所 6 帰宅 7 日常生活		施設名					
住所		氏名		生年月日		年 月 日		コード	
電話番号		身体障害者等との続柄		非同居認定		1 住民税 2 健康保険 3 その他			
免許証番号		第 号		交付年月日		有効期限		年 月 日	
免許の種類		大型・中型・普通・大型特殊		免許の条件		なし・ある()			
所有者住所(所在地)		氏名(名称)		有効期間の満了する日		年 月 日			
使用者住所		氏名		取得年月日		用途(自家用又は営業用の別)		自家用	
主たる置場所		取得年月日		年 月 日					
自動車の特別仕様又は構造変更の内容									
自動車税環境性能割		当初取得価額		円		当初税額		円	
		特別仕様又は構造変更に必要な金額		円		減免税額		円	
		取得価額		円		決定税額		円	
自動車税種別割		当初税額		円		減免税額		円	
		決定税額		円		決定税額		円	
処理		身体障害者手帳等及び本人等運転免許証等を現認し、高知県条例に規定する自動車税環境性能割・種別割の減免要件に該当することを確認しました。		年月日		調査員 職・氏名			
		前減免自動車()は、廃車・移転(年月日)済み							

注 1 詳細については、裏面をよくお読みください。
 2 この減免申請書に必要な書類を添えて、自動車の登録時には高知県中央東県税事務所員駐在所に、既に登録されている自動車は各県税事務所にて4月1日から納期限までの間に提出してください。

(裏面)

- ◎減免申請の際には、次の点に注意してください。
- ◎減免を受けることができる場合の障害の程度については、県税事務所等で確認してください。
- ◎既に減免を受けている自動車がある場合は、その状況により、新たに減免申請する自動車について減免が受けられない場合がありますので、事前に県税事務所等にご相談ください。

	家族運転又は常時介護者運転の場合	本人運転の場合 (身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方が運転する場面に限ります。)
自動車 ※1台に 限ります。	① 車種 乗用車、トラック(乗車定員が4人以上のもの)、三輪の小型自動車又はキャンピング車で自家用のもの ② 名義 ・所有者:ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、身体障害者等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方) ・使用者:身体障害者等又は「運転免許証の表示等」欄の運転者。ただし、ディーラー等の所有権留保付のものは、身体障害者等 ・身体障害者等が18歳未満又は精神障害者の場合は、所有者及び使用者がともに同一生計の親族で可。	① 車種 自家用のもの ② 名義 ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、所有者及び使用者がともに本人
運転者	・家族運転の場合 身体障害者等と同居している親族(やむを得ない理由により同居できない場合で、確定申告書の写し等により扶養関係を確認することができる者は、可。) ・常時介護者運転の場合 単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者	本人
自動車の 使用内容	身体障害者等の通院、通学・通園、通勤、生業、通所、帰宅又は日常生活のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用が見込まれるもの	本人が日常生活において使用するもの
手続に必要なもの	① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ④ 本人等運転免許証等 ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 住民票(続柄を省略していないもの) ※同居でない場合は、扶養関係を証明する確定申告書の写し等 ⑥ 使用内容を証明するもの(使用目的が通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅の場合) 通院証明(医療機関)、通学・通園・帰宅証明(学校等)、通勤証明(会社等)、生業の証明(民生委員)又は通所証明(施設等) ⑦ 使用内容を確認することができるもの(使用目的が日常生活の場合) 直近1箇月の自動車運行実績及び誓約書(日常生活) ⑧ 介護者の確認をすることができるもの(常時介護者運転の場合のみ) 自動車運行計画書及び誓約書(常時介護) ⑨ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類	① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④ 本人等運転免許証等 ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類

注 1 申請者は、納税義務者です。
 2 「自動車の使用状況」欄は、家族運転又は常時介護者運転の場合にのみ記入し、「施設名」欄は、「使用目的」欄が「2 通学・通園」、「5 通所」又は「6 帰宅」の場合にのみ記入してください。
 なお、減免を受けることができる場合の施設については、県税事務所等で確認してください。
 3 免許情報記録個人番号カードを提示する場合は、特定免許情報のうち該当する事項を記入してください。なお、交付年月日欄には運転免許の年月日を記載してください。
 4 「減免番号」欄、「納税者番号」欄、「運転者住所コード」欄、「申告処理事由」欄、「非同居認定」欄、「コード」欄、「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。

附 則

この規則中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。